

## 【資料2】

### 羽村市公共施設等総合管理計画懇談会設置要綱

#### (設置)

第1条 羽村市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）の策定及び推進にあたり、市民、学識経験者、公共的団体の有識者等からの意見を広く聴取するため、羽村市公共施設等総合管理計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 懇談会は、計画に関する必要な事項について意見交換し、その結果を市長に報告する。

#### (組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公共的団体等の代表者 6人以内
- (3) 市民公募委員 2人以内

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

#### (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求める意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市政の総合調整を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年9月28日から施行する。